



埼玉県報

第570号
令和6年(2024年)
11月26日
火曜日

目次

告示

- 川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 024大改第666号大久保浄水場監視制御システム更新工事に関する入札公告（入札課）
- 利根川右岸流域下水道汚泥（脱水ケーキ・しき）収集運搬業務委託に関する入札公告（下水道事業課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千二百七十一号

日高市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年十一月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年十一月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県所沢市大字新郷二〇四番一六
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県公営企業告示第四十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年十一月二十六日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 工事概要等

(1) 工事名

024大改第666号大久保浄水場監視制御システム更新工事

(2) 工事場所

埼玉県さいたま市桜区大字宿地内ほか

(3) 工事期間

契約確定の日から令和12年3月26日（火）まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

老朽化した大久保浄水場監視制御システムを更新し、浄水場機能の健全化を図るものである。

イ 工事内容

- (ア) 計算機設備 24台（面）
- (イ) 現場監視設備 11面
- (ウ) 制御電源設備 1面
- (エ) 上記に係るその他諸工事 一式

(6) その他

ア 本工事は、埼玉県企業局「週休2日制モデル工事」試行要領に基づく「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。

イ 本工事は、埼玉県企業局水道用機械・電気設備工事情報共有システム実施要領に基づく情報共有システム（公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム）を活用する工事である。

ウ 本工事は、埼玉県企業局「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事」試行要領に基づく「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事（発注者指定型）」の対象工事である。

エ 本工事は、埼玉県企業局水道用機械・電気設備工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行要領に基づき、受注者が希望する場合、契約後の受発注者協議により、建設現場において「段階確認」、「材料確認」及び「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用することができる工事である。

オ 本工事は、立会人型電子契約（契約内容を記録した電磁的記録に

対し、県と契約の相手方の指示に基づき、サービス提供事業者が電子署名及びタイムスタンプを付与する方法による契約をいう。以下「電子契約」という。）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者には利用に係る費用負担は生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（令和6年4月1日施行）及び埼玉県企業局建設工事低入札価格調査制度実施要領（令和5年4月1日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）に基づき、価格競争方式により落札者を決定する。

3 入札手続の方法等

(1) 入札手続の方法

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（令和6年4月1日施行）に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を、原則として埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、令和6年11月26日（火）から令和7年1月27日（月）までの間、埼玉県ホームページ（<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>）に掲載する。

(2) 入札参加者の変更が生じた場合

入札参加者の以下の事項の変更により、利用者登録している電子証明書の内容と異なる場合は、変更日（名義人、会社名又は本店住所の変更にあつては、取締役会等で指定された日、名義人の改姓若しくは改名又は住民票記載住所の変更にあつては、市区町村役場への届出日をいう。）以降は、その電子証明書を使用しないこと。電子証明書の変更及び再取得が間に合わない場合は、電子入札における紙入札の具体的方法（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>）により、紙入札の手続きを行うこと。

ア 埼玉県建設工事等競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者又は法人代表者の氏名（改姓及び改名の場合を含む。）

イ 名義人所属の会社本店住所（登記している場合に限る。）

ウ 名義人所属の会社名（登記している場合に限る。）

エ 名義人住民票記載住所（電子証明書に記載のある場合に限る。）

4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）の送付手続きについては、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(3)の期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書に一般競争入札参加資格等確認申請書（単体企業（以下「単体」という。）にあつては埼玉県企業局建設工事請負一般競争入札執行要綱（令和6年10月1日施行。以下「執行要綱」という。）様式第2号、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）にあつては執行要綱様式第3号。以下「確認申請書」という。）及び一般競争入札参加資格等確認資料（単体にあつては執行要綱様式第4号、特定企業体にあつては執行要綱様式第5号。以下「確認資料」という。）を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にあつては、郵便又は信書便）により提出すること。また、下記(4)の期間内にその他必要な資料を電子メール、ファイル転送サービス、郵便又は信書便により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システム又は郵便若しくは信書便により提出された場合又は提出受付期間内にその他必要な資料が到着しなかった場合の確認申請書及び確認資料は、無効とする。

確認申請書、確認資料その他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 電子メール、郵便又は信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メール a2720-04@pref. saitama.lg.jp

(2) ファイル転送サービスを利用する場合

資料の添付先を示したメールを送付するので、上記(1)の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

(3) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

令和6年11月27日（水）午前9時から同年12月18日（水）午後5時まで

(4) その他必要な資料の提出受付期間

令和6年11月27日（水）午前9時から同年12月20日（金）午後5時まで

(5) 提出部数（紙によって提出する場合に限る。）

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。）

6 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により、資格がない旨は電子メール及び電話により、令和6年12月26日（木）にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年1月14日（火）午後3時までに上記5(1)の提出先に郵便又は信書便により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム、電子メール又は郵便若しくは信書便により提出すること。

なお、質問の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名及び個人名を記入しないこと。添付資料は、発注者が提供した様式を使用して作成すること。

(1) 電子メール又は郵便若しくは信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メール a2720-04@pref.saitama.lg.jp

(2) 質問受付期間

令和6年11月27日（水）午前9時から同年12月10日（火）午後3時まで（郵便又は信書便の場合は、同月9日（月）必着のこと。提出期限後に到着した場合には回答しない。）

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年12月16日（月）午後4時までに電子入札システムに掲載する。電子入札システムに掲載された内容を閲覧できない者には、電子メール又は郵便若しくは信書便で回答するので、上記7(1)の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

入札参加者は、質問の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。ま

た、入札参加者から質問がない場合でも、「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

9 入札書の提出方法等

入札書の提出方法等は、次のとおりとする。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書の提出方法

入札書の提出期間に、有効な埼玉県競争入札参加資格者名簿（建設工事）の代表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了した者が、当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準9「紙入札について」の承認を得たものは、この限りでない。

(2) 入札書の提出期間

令和7年1月22日（水）午前9時から同月24日（金）午後3時まで

(3) 郵便による入札

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵便により入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(2)の期間に必着とする。

(4) 開札日時

令和7年1月27日（月）午前10時30分

10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体又は2者若しくは3者による特定企業体とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県企業局特定建設工事共同企業体取扱要綱（令和5年4月1日施行）（第7条第1項(1)及び(6)を除く。）によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、令和4年度及び令和5年度に完成した埼玉県発注工事のうち、電気工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

電気工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,000点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が800点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記(7)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を令和5・6年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

ア 単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成26年4月1日から本件公告日までの間に、1回の契約金額が5億円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設における監視制御設備を含む電気設備の新設、増設又は更新工事（建築付帯電気設備工事は除く。）を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。

J V構成員の契約額 = J V契約額 × 出資割合

（J V実績の計算例）

5億円の橋梁耐震補強工事を代表構成員（出資比率70パーセント）、

その他の構成員（出資比率30パーセント）で施工した場合

代表構成員の実績 $5 \text{ 億円} \times 70 / (70+30) = 3.5 \text{ 億円}$

その他構成員の実績 $5 \text{ 億円} \times 30 / (70+30) = 1.5 \text{ 億円}$

イ 特定企業体のその他構成員は、契約の締結日にかかわらず平成26年4月1日から本件公告日までの間に、1回の契約金額が1億円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設における監視制御設備を含む電気設備の新設、増設又は更新工事（建築付帯電気設備工事は除く。）を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、上水道、工業用水道又は下水道施設における監視制御設備を含む電気設備の新設、増設又は更新工事（建築付帯電気設備工事を除く。）において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。ただし、準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事にあつては、工場製作のみが行われている期間の経験を除く。

また、専任の主任技術者又は監理技術者（以下、監理技術者等）とは別に、工場製作を管理するために選定された監理技術者等を配置する場合は、この監理技術者等に経験は問わない。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、上水道、工業用水道又は下水道施設における監視制御設備を含む電気設備の新設、増設又は更新工事（建築付帯電気設備工事を除く。）において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。ただし、準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事にあつては、工場製作のみが行われている期間の経験を除く。

イ 入札に参加しようとする者は、単体にあつては、建設業法に規定された資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。特定企業体にあつては、全ての構成員が、埼玉県企業局特定建設工事共同企業体取扱要綱第7条第1項(5)に規定された資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札価格調査制度実施要領の規定に基づき、次のとおりとする。

(ア) 専任でなければならない。

(イ) 現場代理人との兼務を認めない。

(ウ) 単体又は特定企業体の代表構成員は、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する追加技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。

(エ) 追加技術者は、現場代理人との兼務を認めない。

(オ) 追加技術者は、当該者が在籍する入札参加者と上記5(3)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、追加技術者は、営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）の専任技術者と兼務することはできない。

エ 専任の配置予定の技術者は、当該者が在籍する入札参加者と上記5(3)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。

オ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

カ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

キ 本工事は、埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領（令和5年1月1日適用）の対象とする。

ク 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

ケ 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事し、又は従事する予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

(6) 現場代理人

ア 本工事は、「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について」による常駐を要する期間においては、常駐規定を緩和しない。

イ 以下の期間については現場での常駐を要しない。ただし、具体的期間は、契約締結後に発注者と受注者が協議して定める。

(ア) 工事（現場における準備行為を含む。）に着手するまでの期間

(イ) 工場製作のみの期間で現場作業が未着手の期間

ウ 低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約する工事は、「常駐を要しない期間」及び「常駐を要する期間」のいずれにおいても常駐規定を緩和しない。

(7) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第120条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

エ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準（令和5年4月1日適用）により同族企業同士と判断される者が参加していないこと。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上を受けていない者であること。

キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

ク 経常建設共同企業体でないこと。

ケ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保

険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

- コ 設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準（令和5年8月1日適用）に基づき、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者に該当し、入札を禁止される者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は、次のとおり。

商号又は名称 日本水工設計株式会社 関東事務所

所在地 埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目3番2号

12 低入札価格調査制度実施要領第4条の規定による調査基準価格

設定する。調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないものとし、低入札価格調査に係る事前申出により辞退を申し出たとき、低入札価格調査確認資料等に代わる申出書を提出したとき、低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、失格とする。また、低入札価格調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札価格調査制度実施要領第5条第1項の規定による失格基準価格

設定する。失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。

14 低入札価格調査制度実施要領第6条第1項の規定による数値的判断基準

設定する。数値的判断基準のいずれかを下回る入札を行った者は、落札者とししない。

15 低入札価格調査制度実施要領第6条の2第1項の規定による工事成績判断基準 設定しない。

16 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第123条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で受信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒338-0814 埼玉県さいたま市桜区大字宿618番地 埼玉県大久保浄水場総務担当 電話048-852-8841（直通） 電子メールp5288419@pref.saitama.lg.jp

イ 依頼書提出期間

令和6年11月27日（水）午前9時から同年12月24日（火）午後5時まで

ウ 納付期限

令和7年1月24日（金）正午まで

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で受信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

イ 提出期限

令和7年1月24日（金）午後3時まで

(4) 次のとおり上記(1)と同価値以上の有価証券等を担保として持参（下記ア(ウ)にあっては、郵便又は信書便）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ア(ウ)にあっては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証につ

いては上記(3)アの提出先にそれぞれ指定する方法により提出すること。

ウ 提出期限

令和7年1月24日（金）午後3時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする上記(1)と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

(6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和7年4月25日（金）までの期間を含むこと。

なお、発注者の住所及び氏名を記載する必要がある場合は、以下のとおりとすること。

ア 住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

イ 氏名 埼玉県公営企業管理者 板東 博之

(7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後に還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

17 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領第17条第5号の規定により、契約金額の10分の3以上とする。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県公営企業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

18 支払条件

(1) 前金払

する。その額は、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の40パーセント以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合のその額は、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の20パーセント以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。）。その額は契約金額の20パーセント以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の20パーセント以内とする。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

(4) 各会計年度の支払限度額

令和6年度 無し

令和7年度 契約金額のおおむね1パーセント

令和8年度 契約金額のおおむね21パーセント

令和9年度 契約金額のおおむね31パーセント

令和10年度 契約金額のおおむね2パーセント

令和11年度 契約金額のおおむね45パーセント

表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。

19 現場説明会

開催しない。

20 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

- ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
- イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。
- ウ 入札執行時において入札に参加する者の立会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）及び低入札価格調査に係る事前申出書（同一ファイルでシートが分かれている様式）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にあつては、入札書とともに提出すること。

イ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム（電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵便又は電話等）により案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。

エ 再度入札は、開札日と同日に執行する場合がある。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札又は上記5のその他必要な資料の提出後から落札決定までの間に入札に参加する資格を有しなくなった者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 上記16(4)により入札保証金の納付に代えて提出した有価証券等の債権金額が所定の率による額に達しない者がした入札

エ 上記16(5)により入札保証金の納付の免除を受けるために提出した入札保証保険証券に記載された保険金額が所定の率による額に達しない者がした入札又は契約保証予約証書に記載された契約希望金額若しくは保証限度額が所定の率による額に達しない者がした入札

オ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

カ 電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

キ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

ク 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札

ケ 談合その他不正行為があったと認められる入札

コ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

サ 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札

シ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

(イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(エ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者

がしたもの

(ウ) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの

ス その他この公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回はすることができない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

21 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（令和6年4月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。

(6) 提出された確認申請書、確認資料その他必要な資料は、返却しない。

(7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(8) 詳細については、入札説明書に記載するところによる。

22 問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

23 Summary

(1) Nature of Services Required

Renewal of Monitoring and Control Systems at the Okubo Water Filtration Plant (2024 Okubo Water Filtration Plant Renewal Work, No. 666)

- (2) Submission Period for Application and Supporting Documents
From 9:00 a.m. Wednesday, November 27 until 5:00 p.m. Wednesday,
December 18, 2024
- (3) Submission Period for Additional Required Documents
From 9:00 a.m. Wednesday, November 27 until 5:00 p.m. Friday, December
20, 2024
- (4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System or Registered
Mail
From 9:00 a.m. Wednesday, January 22 until 3:00 p.m. Friday, January
24, 2025
- (5) Time and Date of Bid Opening
10:30 a.m. Monday, January 27, 2025
- (6) Contact Information
Large-scale Construction Group
Bidding Services Division, Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
3-15-1 Takasago, Urawa-ku,
Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
Phone: 048-830-2743
Fax: 048-830-4915

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年十一月二十六日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

1 調達内容

(1) 調達案件名称及び数量

ア 調達案件名

利根川右岸流域下水道汚泥（脱水ケーキ・しさ）収集運搬業務委託

イ 予定数量

(ア)元荒川水循環センター	4, 076トン
(イ)中川水循環センター	10トン
(ウ)新河岸川水循環センター	10トン
(エ)荒川水循環センター	894トン

(2) 調達案件の仕様

仕様書及び特記仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年2月1日から令和8年1月31日まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

小山川水循環センター（本庄市東五十子地内）から元荒川水循環センター（桶川市小針領家地内）、中川水循環センター（三郷市番匠免3丁目地内）新河岸川水循環センター（和光市新倉6丁目地内）及び荒川水循環センター（戸田市笹目5丁目地内）までの間

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、入札書の提出及び入札に関する各種手続きを紙媒体とする場合においては、下記6により入札書及びその他関係書類の交付を受けること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成22年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 埼玉県が発注する物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に5(1)の時点で登載され、業種区分が「建築物の管理に関する業務」で、「廃棄物処理業務」を行う者であること。

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第1項に規定する許可を受けている者のうち、事業の範囲として、埼玉県から汚泥の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。

(8) 廃棄物処理法第14条第1項の許可における汚泥を運搬できる車両（最大積載量9トン以上）を2台以上運行の用に供している者であること。

(9) 平成31年4月1日から本件公告日までの間に、埼玉県内の下水処理場又は浄水場から発

生ずる汚泥の収集運搬業務を、適法に履行した実績を有する者であること。

3 入札参加資格の確認方法

この入札に参加しようとする者は、一般競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）（様式1）等を次の方法により提出の上、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請の提出

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

一般競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）（様式1）を「埼玉県電子入札共同システム」により提出の上、下記(3)の書類を下記(4)の提出先に電子メール、持参又は郵送すること。

イ 紙媒体の入札参加資格確認申請書を郵送し、又は持参する場合

確認申請書（様式1）及び下記(3)の書類を下記(4)の提出先に電子メール、持参又は郵送すること。

(2) 入札参加資格の付与

上記2(6)に定める入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年12月4日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(3) 提出書類

ア 2(7)の産業廃棄物収集運搬業許可を証明するもの

産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し。

イ 2(8)の産業廃棄物収集運搬車両の所有を証明するもの

上記アに係る車両について記載された直近の産業廃棄物収集運搬業許可申請書又は変更届出書の表紙及び車両に係る部分の写し。

なお、その部分において、自動車検査証の写しが添付されていない場合は自動車検査証の写しを、構造が不明瞭な場合は補足資料を添付すること。

ウ 2(9)の業務実績を証明するもの

該当する業務委託契約書の写し及び業務完成検査結果通知書等の履行を証明する書類の写し。

(4) 提出先

〒363-0007

埼玉県桶川市小針領家 939

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

電話 048-728-0016

mail n2910103@pref.saitama.lg.jp

(5) 提出受付期間

令和6年11月26日（火）午前9時から

令和6年12月11日（水）午後1時まで（必着）

(6) 提出部数

1部

(7) 受付通知及び結果通知

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

(7) 確認申請書受付票

確認申請書を受理した時は、「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請書受付票を発行する。

(イ) 入札参加資格の確認通知

令和6年12月20日（金）午後1時までに「埼玉県電子入札共同システム」により

通知する。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(7) 確認申請書受付票

確認申請書を受理後、確認申請書受付票を確認申請書に記載の連絡先へ送付する。

(イ) 入札参加資格の確認通知

令和6年12月20日（金）午後1時に確認申請書に記載の連絡先へ送付する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、「質問書」（様式2）を次の方法により提出すること。

(1) 質問書の提出

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

質問書（様式2）を「埼玉県電子入札共同システム」により提出すること。

イ 紙媒体による場合

質問書（様式2）を電子メール、持参又は郵送すること。

(2) 受付期間

令和6年11月26日（火）午前9時から

令和6年12月3日（火）午後1時まで

(3) 質問に対する回答

入札参加資格者全員に共通な質問に対する回答は、令和6年12月6日（金）午後1時までに「埼玉県電子入札共同システム」及び埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページ上に掲載する。（ホームページURL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1503/>）

入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、システムに掲載する質問に対する全ての回答内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。

5 入札書の提出方法及び開札場所等

入札書を提出する場合は、次の方法により提出すること。また、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に入力し、又は記載すること。

なお、入札は総額で行うが、契約は単価契約であることに注意すること。

(1) 入札書の提出方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

「埼玉県電子入札共同システム」に、単価に予定数量を乗じた総額を記録すること。

イ 紙媒体による場合

封書の上、上記3(4)の場所に郵送（書留郵便）し、又は持参すること

(2) 入札金額内訳書

初度の入札書提出の際は、「入札金額内訳書」（様式3）を入札書と同様の方法で提出すること。

(3) 入札書受付期間

令和6年12月20日（金）午後1時から

令和7年1月15日（水）午後1時まで

(4) 開札日時及び場所

ア 開札日時

令和7年1月15日（水）午後2時30分

イ 開札場所

埼玉県 荒川左岸北部下水道事務所

(5) 入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。辞退す

る場合、次の方法により辞退すること。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

「埼玉県電子入札共同システム」に、辞退の入力を行うこと。

イ 紙媒体による場合

上記 3(4)の場所に入札参加辞退書（様式 4）を電子メール持参又は郵送すること

6 紙媒体の入札書等の交付方法

(1) 交付場所

〒363-0007 埼玉県桶川市小針領家 939

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当 TEL:048-728-0016 FAX:048-728-0020

(2) 交付資料

- ・ 仕様書及び特記仕様書
- ・ 入札書
- ・ 一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）
- ・ 質問書（様式 2）
- ・ 入札金額内訳書（様式 3）
- ・ 入札辞退書（様式 4）
- ・ 契約書案

7 入札保証金

入札者は、見積もった契約単価に 1(1)に定める予定数量を乗じて得た金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。

ただし、財務規程第 171 条第 2 項の規定に該当する場合は免除する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (3) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (4) 不備な入札金額内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - イ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - ウ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - エ 2 以上の入札書を提出した者がしたもの、又は 2 以上の者の代理をした者がしたもの
- (8) その他公告に示す事項に反した者がした入札

9 最低制限価格

本案件については、最低制限価格を設定しない。

10 落札者の決定方法

- (1) 落札決定に当たっては、財務規程第 173 条の規定に基づいて定められた予定価格から消費税等相当額を除いた価格の範囲内で有効な入札を行った入札者のうち、最も低い価格の入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札とすべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、電子入札シ

システムの電子くじにより落札者を決定する。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。

再度入札は1回とする。辞退する場合は、必ず上記5(5)ア又はイの方法により辞退届を提出すること。

なお、再度入札では、システムによる入札金額内訳書の提出ができないため、入札終了後、紙で「入札金額内訳書」を提出すること。

(3) 入札者が1者であっても、入札を執行する。

(4) 再度入札を行っても、なお落札者がいないときは、随意契約に移行する。

1 1 契約保証金

契約の相手方は、契約単価（税抜）に予定数量を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額の合計に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。

ただし、財務規程第153条第2項の規定に該当する場合は免除する。

1 2 その他

システムの障害、天災が原因の停電等で入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期や入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる。

なお、入札・開札の延期や入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、埼玉県ホームページ等により、必要な事項を連絡する。

※ 入札執行日程

日程	内容
令和6年12月 3日（火）午後1時	仕様書等に関する質問受付期限
令和6年12月 6日（金）午後1時	仕様書等に関する質問への回答
令和6年12月11日（水）午後1時	確認申請書の提出期限
令和6年12月20日（金）午後1時	入札参加資格確認通知
令和6年12月20日（金）午後1時	入札書受付開始
令和7年 1月15日（水）午後1時	入札書受付期限
令和7年 1月15日（水）午後2時30分	開札

13 Summary

(1) Nature of Services Required

Collection and Transport of Dewatered Sludge Cake and Screenings from the Tone River Ugan Regional Sewage System

(2) Submission Period for Bids

From 1:00 p.m. Friday, December 20, 2024 until 1:00 p.m. Wednesday, January 15, 2025

(3) Contact Information

General Affairs and Management Group

Arakawa Sagan Hokubu District Sewage Management Office

Saitama Prefectural Government

939 Kobariryoke, Okegawa-shi

Saitama-ken 363-0007 Japan

Phone: 048-728-0016

Fax: 048-728-0020

告 示

埼玉県教委告示第二十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年十一月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和六年十二月三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会令和六年十二月定例会提出予定案件について

ロ その他

告 示

埼玉県選管告示第六十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和六年十一月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和六年十一月二十九日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他

告示

埼玉県選管告示第六十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、久喜市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和六年十一月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	收容人員
久喜市桜田コミュニティセンター	埼玉県久喜市桜田三丁目二番地一	久喜市長	集会室 二百人 会議室 1 七十人 会議室 2 七十人 会議室 3 三十六人 会議室 4 三十人 和室 十人 スタジオ 三十人